

組合員のための 身近な法律集



平成25年 1月

JA上川中央・JA北海道中央会旭川支所

近年、原発事故による農畜産物の放射能汚染問題や牛肉の輸入月齢緩和問題、漬物用白菜の0-157による汚染問題などにより、消費者は食品に対して更に高い安心・安全を求めるようになり、関心も高くなりました。また、農業者は高齢化や労働人口の減少、1戸当たりの経営面積の増加など農業を取り巻く環境が大きく変化する中において、日々安心・安全な農畜産物を消費者に供給するため、継続して最大限の努力をしています。

こういう情勢の中、農業者に係る負担は大きくなり、近年、農作業事故・残留農薬事故が相次いで起こり、非常に残念な結果となっています。

営農する上での重大な事故が起こらないよう、JAと組合員が一丸となって取り組む必要があります。今般、農業者が普段営農する上で、知っておく必要がある、或いは守らなければならない法律をまとめ、改めて周知することによって、農業者に重大な事故が二度と起こらないようにするために資料を作成しました。ぜひ、参考にさせて頂きたいと思います。

平成25年 1月

J A 上 川 中 央
JA 北海道中央会旭川支所

目 次

I. 農薬・肥料の取扱いに関する法律	3
II. 種苗や米に関する法律	7
III. 道路、農業用車両に関する法律	10
IV. 廃棄物処理に関する法律	15
V. 酪農畜産経営に関する法律	17

1. 農薬・肥料の取扱いに関する法律

1. 農薬取締法

(最終改正：平成19年3月30日)

農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行なうことにより、農薬の品質の適正化とその安全かつ適正な使用の確保を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(1) 無登録農薬の使用禁止【第二条】

登録されていない農薬や、その疑いのある資材、登録の失効した農薬も使用禁止となります。また、農業者個人が農薬を輸入・製造するためには農林水産大臣の登録を受けなければなりません。よって、個人で海外から農薬を輸入したり、海外で購入して持ち込むことも基本的に禁止となります。

(2) ドリフトの禁止【第十二条第一項】

第十二条第一項に基づく省令により、農薬散布時における周辺作物・周辺住民への影響を回避することや、農薬の使用残が発生しないように必要な量だけを秤量して散布液を調整することを義務付けています。また、農薬使用前における防除器具等の十分な点検や、使用後における十分な洗浄を徹底するよう、農林水産省が通知されています。

(3) 農薬使用者の責務【第十二条】

第十二条に基づき、農林水産省と環境省が下記のように省令で定めています。

第一条 農薬を使用する者（以下「農薬使用者」という。）は、農薬の使用に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 農作物等に害を及ぼさないようにすること。
- 二 人畜に危険を及ぼさないようにすること。
- 三 農作物等の汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。
- 四 農地等の土壌の汚染が生じ、かつ、その汚染により汚染される農作物等の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。
- 五 水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとならないようにすること。
- 六 公共用水域（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する公共用水域をいう。）の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水（その汚濁により汚染される水産動植物を含む。）の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。

(4) 帳簿記載の義務化【第十二条】

上記同様に、省令で定められている。農薬使用者は、農薬を使用した年月日・場所・農作物等、農薬の種類・名称・使用量を帳簿に記載しなければなりません。

■ 罰則

違反した場合、3年以下の懲役、若しくは100万円以下の罰金、又は両方が科せられることとなります。

第九条 農薬使用者は、農薬を使用したときは、次に掲げる事項を帳簿に記載するよう努めなければならない。

- 一 農薬を使用した年月日
- 二 農薬を使用した場所
- 三 農薬を使用した農作物等
- 四 使用した農薬の種類又は名称
- 五 使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数

2. 肥料取締法

(最終改正：平成23年8月30日)

肥料の品質等を保全し、その公正な取引と安全な施用を確保するため、肥料の規格及び施用基準の公定、登録、検査等を行い、農業生産力の維持増進に寄与するとともに、国民の健康の保護に資することを目的とする。

(1) 肥料の輸入・製造・販売の禁止【第四条】

農薬同様、農業者個人が肥料を製造・販売する場合、農林水産大臣の登録を受けなければなりません。また、輸入する場合も、届け出が必要で、許可なく輸入することは禁止されています。

■ 罰則

違反した場合、無登録で製造・販売した場合、3年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金、または両方。無登録で輸入した場合は1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金、または両方が科せられることとなります。

3. 毒物及び劇物取締法

(最終改正：平成23年12月14日)

毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締を行うことを目的とする。

(1) 農薬、燃料等の適切な管理【第十一条】

毒物、劇物は、盗難・紛失を防ぐ観点から、毒物および劇物取締法で鍵のかかる場所に保管することを義務づけられています。危害・被害や盗難がないように、保管・管理に十分に注意し、万が一、盗難・紛失の際には警察への届出を行う必要があります。

※ 特に、罰則はございませんが、安全な営農のためには不可欠な管理といえます。

4. 食品衛生法

(最終改正：平成21年6月5日)

食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的とする。

(1) 基準値を超えた残留農薬のある食品の販売禁止【第十一条】

農薬・家畜飼料への添加物等・動物への医薬品が、人の健康を損なう量を超えて残留する食品の販売を禁止しています。具体的な基準については、厚生労働省が食品衛生法に基づき、定めています。残留農薬事故については、食品衛生法違反ということになります。

■ 罰則

違反した場合、2年以下の懲役、又は200万円以下の罰金が科せられることとなります。

(2) 異物混入の禁止【第六条】

不潔、異物の混入または添加、その他の理由により、人の健康を損なうおそれのある食品は、販売、陳列を禁止しています。

■ 罰則

違反した場合、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金が科せられることとなります。

11. 種苗や米に関する法律

5. 種苗法（最終改正：平成23年6月24日）

新品種の保護のための品種登録に関する制度、指定種苗の表示に関する規制等について定めることにより、品種の育成の振興と種苗の流通の適正化を図り、もって農林水産業の発展に寄与することを目的とする

（1）登録品種の自家増殖の禁止【第二十一条第二項】

登録品種の種苗を用いて、収穫物を得てそれを売却したり、加工したりすることは問題ないが、その収穫物を別の農家の種として分けることは禁止されています。この場合、分けた農家も、もらった農家も違反となります。

また、食用として販売されているものを自分の畑にまき、収穫物を得て販売する行為も禁止されています。

■ 罰則

違反した場合、10年以下の懲役、若しくは1,000万円以下の罰金、または両方が科せられることとなります。

6. 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律

（通称：米トレサ法）

（最終改正：平成21年6月5日）

米穀事業者に対し、米穀等の譲受け、譲渡し等に係る情報の記録及び産地情報の伝達を義務付けることにより、米穀等に関し、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化を図り、及び適正かつ円滑な流通を確保するための措置の実施の基礎とするとともに、米穀等の産地情報の提供を促進し、もって国民の健康の保護、消費者の利益の増進並びに農業及びその関連産業の健全な発展を図ることを目的とする

（1）米の取引記録の作成・保存の義務化【第三条】

「米」「種もみ」を①出荷・販売、②入荷・購入、③事業所間の移動、④廃棄した場合は記録を作成し、3年間保存しなければなりません。

これにより、米を農協や業者等に出荷・販売した場合、必ず産地を伝票又は容器。包装に記載しなければなりません。

■ 罰則

違反した場合、50万円以下の罰金が科せられることとなります。

7. 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律

(通称：JAS法)

(最終改正：平成21年6月5日)

適正かつ合理的な農林物資の規格を制定し、これを普及させることによって、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図るとともに、農林物資の品質に関する適正な表示を行なわせることによって一般消費者の選択に資し、もって農林物資の生産及び流通の円滑化、消費者の需要に即した農業生産等の振興並びに消費者の利益の保護に寄与することを目的とする。

(1) 米の品質表示の義務【第十九条の十三】

米の包装には以下の項目を表示する義務があります。

- ① 名 称 (玄米、精米、もち精米等)
- ② 原料玄米 (農産物検査法による検査の証明を受けた証明米は、産地、品種、産年、使用割合を表示できる。証明のない場合未検査米等となる。)
- ③ 内 容 量 (質量)
- ④ 精米年月日 (玄米の場合は調製年月日)
- ⑤ 販 売 者 (氏名または名称、住所、電話番号)

■ 罰則

違反した場合、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられることとなります。

8. 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律

(最終改正：平成23年6月23日)

主要な食糧である米穀及び麦が主食としての役割を果たし、かつ、重要な農産物としての地位を占めていることにかんがみ、米穀の生産者から消費者までの適正かつ円滑な流通を確保するための措置並びに政府による主要食糧の買入れ、輸入及び売渡しの措置を総合的に講ずることにより、主要食糧の需給及び価格の安定を図り、もって国民生活と国民経済の安定に資することを目的とする。

(1) 米の用途の明確な区分【第七条の二】

農林水産省が定めています。これにより、加工米や新規需要米などの用途が限定された米穀は、その定められた用途以外の使用及び販売の禁止、他の米穀との明確な区分が義務付けられました。

■ 罰則

違反した場合、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられることとなります。

コラム：コンタミは法律違反？

近年、そばの作付け増加により、小麦にそばが混入する、いわゆるコンタミネーション（以下、「コンタミ」と略）が大きな問題となっております。もちろん、米や大豆の品種間のコンタミも度々問題となります。

そばは強力なアレルギーでもあり、当然小麦と表示する以上、1粒でもそばが混ざっている事は許されません。米の品種名も表示する以上、別な品種が混ざっている事は許されません。

では、コンタミは法律違反なののでしょうか？「米にそばなどを混ぜてはいけない」と法律には記されておられません。

コンタミが関係する法律はJAS法と米トレサ法と食品衛生法です。JAS法・米トレサ法は消費者が選びやすいようにする目的で、食品衛生法は食物アレルギーが含まれているのか等、消費者がその食品の内容を理解する目的で定められています。

米トレサ法では、コンタミについて「許容水準等」を規定していませんが、JAS法では、製造業者等が守るべき表示として、品質表示等の適正化を求めており、食品衛生法では、アレルギー物質を含む可能性が少しでもあれば分かり易く記載するよう定めております。

以上を踏まえ、生産段階において、コンタミは法律違反であるという認識を持って、細心の注意を払って生産する必要があります。

III. 道路、農業用車両に関する法律

9. 道路交通法／道路運送車両法／労働安全衛生法

(最終改正：平成23年6月24日)

<道路交通法>

道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的とする。

<道路運送車両法>

道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。

【表. 1】小型特殊自動車と大型特殊自動車の比較

	小型特殊自動車 (農耕用)	小型特殊自動車 (その他)	大型特殊自動車
最高速度	時速 35km 未満	時速 15km 以下	時速 35km 以上
全長	制限なし	4.70m 以下	12.0 m 以下
全幅		1.70m 以下	2.5 m 以下
全高		2.80m 以下	3.8 m 以下
排気量	制限なし	制限なし	制限なし
車検	不要	不要	必要※
自賠責保険	不要	必要※	必要※
税金	軽自動車税	軽自動車税	固定資産税(重量税)
運転免許	大型特殊免許※	小型特殊免許 又は普通免許等	大型特殊免許※

※但し、公道を走る場合。構内だけなら必要なし。

(1) 各種免許の取得【道路交通法第八十四条／労働安全衛生法第十二条他】

小型特殊自動車は普通自動車免許で運転できるが、大型自動車(車両総重量11,000kg以上・最大積載量6,500kg以上・乗車定員30人以上のいずれかに該当)や大型特殊自動車(上記の条件)を公道で運転する場合は

免許を受けなければなりません。

また、大型特殊免許は前述のように公道を走るための免許です。敷地内で積込みや切り返し等の作業を行うには作業免許が必要になります。農作業現場では、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）があれば大方間に合います。言うまでもなく、フォークリフトやクレーンを使用する場合も免許が必要になります。

■ 罰則

無資格で作業をした者は、50万円以下の罰金、無資格者を使った事業主も6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられることとなります。

（2）トラクターでの牽引【道路運送車両法四十条】

小型特殊自動車であっても大型特殊自動車であっても、作業機を牽引する場合、型式認定を受けた状態でなければ運行してはならないため、作業機を装着して公道を走るとは違法となります。なお、トレーラーを牽引する場合、トレーラー本体と積載物合わせて750kgを超える場合は「牽引免許」が必要となります。750kg以下のトレーラーは法律でも取り扱いが厳しくありません。

■ 罰則

違反した場合、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金が科せられることとなります。

（3）過積載【道路交通法第五十七条／道路運送車両法第四十二条】

最大積載量は各車両で定められている量を超えて積載してはいけません。また、道路交通法施行令第二十二條（三）、（四）により積載物の長さ・幅・高さを制限されています。

■ 罰則

違反した場合、5万円以下の罰金が科せられることとなります。

- 三 積載物の長さ、幅又は高さは、それぞれ次に掲げる長さ、幅又は高さを超えないこと。
- イ 長さ 自動車の長さとその長さの十分の一の長さを加えたもの（大型自動二輪車及び普通自動二輪車にあっては、その乗車装置又は積載装置の長さに加えたもの）
 - ロ 幅 自動車の幅（大型自動二輪車及び普通自動二輪車にあっては、その乗車装置又は積載装置の幅に加えたもの）
 - ハ 高さ 三・八メートル（大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車にあっては二メートル、三輪の普通自動車並びにその他の普通自動車で車体及び原動機の大きさを基準として内閣府令で定めるもの）にあっては二・五メートル、その他の自動車で公安委員会が道路又は交通の状況により支障がないと認めて定めるもの）にあっては三・八メートル以上四・一メートルを超えない範囲内において公安委員会が定める高さ）からその自動車の積載をする場所の高さを減じたもの
- 四 積載物は、次に掲げる制限を超えることとなるような方法で積載しないこと。
- イ 自動車の車体の前後から自動車の長さの十分の一の長さ（大型自動二輪車及び普通自動二輪車にあっては、その乗車装置又は積載装置の前後から〇・三メートル）を超えてはみ出さないこと。
 - ロ 自動車の車体の左右からはみ出さないこと（大型自動二輪車及び普通自動二輪車にあっては、その乗車装置又は積載装置の左右から〇・一五メートルを超えてはみ出さないこと。）。

（４）乗車の方法【道路交通法第五十五条】

車両の運転手は、乗車のために設備された場所以外、つまりショベルのバケットや、トラックの荷台に人を乗せて作業してはいけません。

■ 罰則

違反した場合、5万円以下の罰金が科せられることとなります。

第五十五条 車両の運転者は、当該車両の乗車のために設備された場所以外の場所に乗車させ、又は乗車若しくは積載のために設備された場所以外の場所に積載して車両を運転してはならない。ただし、もっぱら貨物を運搬する構造の自動車（以下次条及び第五十七条において「貨物自動車」という。）で貨物を積載しているもの）にあっては、当該貨物を看守するため必要な最小限度の人員をその荷台に乗車させて運転することができる。

10. 自動車損害賠償保障法（最終改正：平成23年6月24日）

自動車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度を確立することにより、被害者の保護を図り、あわせて自動車運送の健全な発達に資することを目的とする。

（1）トラクターの車検【自動車損害賠償保障法第二条】

時速35km以上の大型トラクターは車検が必要です。なお、平成9年度の法律改正により小型特殊自動車に該当するトラクターについては、車検制度が廃止になるとともに、自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）への加入もできなくなりました。

■ 罰則

違反した場合、6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金が科せられることとなります。

第二条 この法律で「自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車（農耕作業の用に供することを目的として製作した小型特殊自動車を除く。）及び同条第三項に規定する原動機付自転車をいう。

コラム：トラクター向け自動車保険

トラクター（小型特殊自動車）による公道上の走行は可能です。ただし、自動車損害賠償責任保険への加入が無い場合、万が一公道上で事故が発生した場合は自費による保障が必要となります。このため任意保険に加入しておくことが望ましいと考えられます。

任意保険としては、JA 共済において「トラクター向け自動車共済」を取り扱っておりますので、所属する JA に問い合わせして下さい。

農道・農免道路とは？

（１）農道（広域農道）

農道は「道路法」ではなく、「土地改良法」により建設されており、耕耘機などの小型特殊自動車や、大型でも低速度の農業用機械が通行するほか、農作物などの運搬のためにはトラックのように高速自動車も通行するため、高低速混合交通となっています。また、農作物の集荷、肥料などの運搬に際しては、トラックなどを道路脇に自由に駐停車させて積み卸し作業を行う必要があります。このため、農道は農業に適した構造になっています。

（２）農免道路

通常ガソリン（揮発油）の取引には揮発油税がかかりますが、農林漁業用機械に消費されるガソリンについてはそれを免除することになっています。しかし、取引の際にそのガソリンが何に使われるのかを確かめるのは現実的ではないため、農林漁業用機械に消費される分の揮発油税に相当する額を財源として道路を整備することで、揮発油税の免除に代えています。この事業を「農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業」と言い、その道路を一般に農免農道（農免道路とも）と呼んでいます。

IV. 廃棄物処理に関する法律

11. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(通称：廃棄物処理法)

(最終改正：平成24年8月1日)

廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(1) 廃棄物の投棄禁止【第五条／第十六条】

自分の土地であっても、廃棄物を放置してはいけません。倒壊した建物等をそのまま放置しておくことも不法投棄に該当します。また、自分の土地に廃棄物を不法投棄された場合も通報しなければなりません。さらに、農業者が自分で管理する土地・建物について清潔を保つよう努めなければならないとされており、農場の周辺を清潔に保つことが法律で求められております。

(2) 廃棄物の焼却禁止【第十六条の二】

廃棄物（ゴミ・廃プラ等）を焼却してはいけません。また、野焼きもこの法律により禁止されました。農作業の安全面も考慮して焼却するのはやめなければなりません。

■ 罰則

違反した場合、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又は両方が科せられることとなります。

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。

第五条 土地又は建物の占有者（占有者がない場合には、管理者とする。以下同じ。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

- 2 土地の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有し、若しくは管理する土地において、他の者によつて不適正に処理された廃棄物と認められるものを発見したときは、速やかに、その旨を都道府県知事又は市町村長に通報するように努めなければならない。

第十六条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

第十六条の二 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 一 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従つて行う廃棄物の焼却
- 二 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 三 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

V. 酪農畜産経営に関する法律

12. 水質汚濁防止法（最終改正：平成23年8月30日）

工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁（水質以外の水の状態が悪化することを含む。以下同じ。）の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする。

（1）排出水の規制【第三条/第一二条】

排水基準は同法第三条に基づき、排水基準を定める省令で定められています。自分の土地から公共用水域に水を排出することへの規制の他に、地下に浸透する水も規制の対象となります。

特に、酪農経営においては、注意が必要です。同法二条第二項に基づき水質汚濁防止法施行令が定められており、その中で畜産農業を「牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く」としています。北海道では、ほぼすべての酪農経営が当てはまります。搾乳場の排水は基準値以内に抑え、堆肥場から出る液は公共用水域に直接流してはいけません。

■ 罰則

違反した場合、6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられることとなります。

13. 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律

(通称：家畜排せつ物処理法) (最終改正：平成23年8月30日)

畜産業を営む者による家畜排せつ物の管理に関し必要な事項を定めるとともに、家畜排せつ物の処理の高度化を図るための施設の整備を計画的に促進する措置を講ずることにより、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図り、もって畜産業の健全な発展に資することを目的とする。

(1) 家畜排せつ物の野積み禁止【第三条】

同法に基づき、施行規則の第一条で堆肥舎の構造や管理の仕方を定めています。その中で、堆肥舎は床をコンクリートや不浸透性材料など地下浸透を防止する構造とし、さらに雨水による雨水による流出を防ぐよう適当な覆いか壁面を設けることを定めており、定期的な点検や年間の発生量・処理量の記録も義務付けています。

■ 罰則

違反した場合、50万円以下の罰金が科せられることとなります。

- 第一条** 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項の管理基準は、次のとおりとする。
- 一 たい肥舎その他の家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設（以下「管理施設」という。）の構造設備に関する基準
 - イ 固形状の家畜排せつ物の管理施設は、床を不浸透性材料（コンクリート等汚水が浸透しないものをいう。以下同じ。）で築造し、適当な覆い及び側壁を設けること。
 - ロ 液状の家畜排せつ物の管理施設は、不浸透性材料で築造した貯留槽とすること。
 - 二 家畜排せつ物の管理の方法に関する基準
 - イ 家畜排せつ物は管理施設において管理すること。
 - ロ 管理施設の定期的な点検を行うこと。
 - ハ 管理施設の床、覆い、側壁又は槽に破損があるときは、遅滞なく修繕を行うこと。
 - ニ 送風装置等を設置している場合は、当該装置の維持管理を適切に行うこと。
 - ホ 家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法及び処理の方法別の数量について記録すること。
- 2** 前項の規定は、その飼養する家畜の頭羽数が、牛及び馬にあっては十頭未満、豚にあっては百頭未満、鶏にあっては二千羽未満の畜産業を営む者については、適用しない。